



議員提出議案第 三 号

道路整備・財源の安定確保に関する意見書提出について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、建設大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官に意見書を提出する。

昭和五十九年六月十五日

提出者	三朝町議会議員	吉	田	公	博
賛成者	三朝町議会議員	角	本		章
賛成者	三朝町議会議員	御	松		積
賛成者	三朝町議会議員	高	天		豊
賛成者	三朝町議会議員	田	栗	公	雄

昭和五十九年六月十五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

道路整備・財源の安定確保に関する意見書

道路はもともと基本的な社会資本であり、その果たす役割はきわめて大きなものがあるが、その整備の現状は未だ低く、地方における道路整備はまさにこれからであり、今後増大する交通需要に対処するためには長期的に安定した財源を確保し計画的に整備を推進する必要がある。

国におかれては、道路整備の一層の促進を図るため、つぎの事項について特段の配慮を加え推進されるよう強く要望する。

記

- 一、第九次道路整備五箇年計画の完全達成を図ること。
- 二、道路特定財源とされている揮発油税、自動車重量税等の特別税率は、昭和六十年年度以降継続すること。
- 三、昭和六十年年度国の予算においては、自動車重量税は全額道路整備に充当すること。（このため公共事業については、概算要求のシーリングの枠外とすること。）
- 四、昭和五十七年、五十八年、五十九年度予算における未充当の道路特定財源については、年度内に道路整備に充当するよう補正予算を編成すること。
- 五、景気振興を着実なものとするため道路事業をはじめ公共事業の大型補正予算を編成すること。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十九年六月十五日